

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月17日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の項中「課長補佐 副参事」を「課長補佐」に改め、同表市長の補助機関の項本庁機関の項中「部長 本部長」を「部長 新エネルギー産業推進担当部長 本部長」に改め、同表市長の補助機関の項所属

機関の項中 「秋田市民交流プラザ管理室
プラザ管理室長」 を 「秋田プ

市民交流プラザ管理室
ラザ管理室長 副参事」 に、

「赤れんが郷土館
事務長
民俗芸能伝承館
事務長

」

を

「赤れんが郷土館
事務長 副参事
民俗芸能伝承館
事務長 副参事

」 「市民相談センター」 「市民相

に、
「 所長 所長補佐 」 を 「 所長 」

談センター
「 所長補佐 副参事 」 に、 「 新型コロナウイルス対策
室長 副参事 」

室 を 「 新型コロナウイルス対策室
室長 」

に、 「 保健所
所長 理事 次長 課長 担当課長 参
事 課長補佐 副参事 」 を 「 保健所
所長
長補佐 」

次長 課長 担当課長 参事 課
副参事 に、 「 中央卸売市場
市場長 室長 室長補」

佐 を 「 中央卸売市場
市場長 室長 副参事 」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。